

総務委員会

審査内容の報告



議員等50万円以上契約禁止

■政治倫理条例

本会は、住民全体の奉仕者として、政治倫理の確立に努め、その権限または地位による影響力を不正に行使し、自己および親族または特定のもの利益を図ることのないよう必要な措置を定め、行政に対する住民の信頼に応え、公正で開かれた民主的な市政の運営を確保するため提案されたものです。

審査においては、全議員の意見を聴取するため、議会運営委員会との連合審査を開催し、意見集約を図ると共に九州大学名誉教授の齋藤文男先生の助言をいただきました。

資産等報告書については本条例の根幹を成すものであり、追加すべきとの意見が大勢を占め、追加することとなりました。

一般物品納入契約の制限については、年間50万円以上の契約について禁止することとなりました。

企業より給与や報酬を受けている場合も請

負契約は禁止すべきではないかとの意見が出され、役員等に就任している場合については制限する条項を追加することにしました。

『市民』、『住民』の表記が混在しているとの指摘があり、『住民』は現に嘉麻市に住所を有するものであることから、通勤、通学者も含む『市民』に統一をしました。

委員からは、「本条例の施行については、公布の日から施行するのではなく、在任特例後より施行すべき。」との意見も出されました。

審査の結果、賛成多数で修正可決しました。



企画財政委員会

審査内容の報告

特例債を積立、基金利子運用



■地域振興基金条例

本会は、合併後の新市における地域住民の連帯の強化または地域振興等のために必要な経費の財源として、合併特例債を活用して基金を積み立てるものです。

執行部より、「この基金の目的は、新市の一体感を図るためのイベントの開催や民間団体への助成など、また合併前の各地域における地域振興等を図るための地域行事や伝統文化の伝承、商店街活性化対策などに要する経費が対象となる。」

「この事業費のおおむね95%は地方債を充当することができ、更にこの地方債の返済額の70%は国から普通交付税として交付される。」

「嘉麻市としての基金積み立ての上限額は25億9100万円、このうち起債（借金）が24億6140万円、残りの1億2960万円が一般財源からの支出となり、本年度から3ヶ年に渡って積み立てる計画である。」との説明がありました。



市内の商店街

委員より、「この基金は元金そのものを取り崩して事業費に充てるのではなく、基金利子を運用するものであるが、近年の低金利からすれば事業を行うことはできるのか。」との質問に対し、「現状の金利では預金利子はほとんど見込めない状況ではあるが、地方債の返済が終わった時点で地域振興等のための財源として有効に活用できる。」との回答がありました。

委員からは、「財政状況が厳しいなか、基金を積み立てることに反対である。」との意見もありました。

審査の結果、賛成多数で可決しました。

民生委員会

審査内容の報告

高齢者負担が増、措置必要

乳幼児医療費、母子家庭等医療費、重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正では、それぞれ条文中の、入院時の食材料費代である「標準負担額」という文言が「食事療養標準負担額」に変更となります。

乳幼児医療費の改正では、現在自己負担のある初診料と往診料は、3歳児未満児については来年1月からは無料となります。

また、母子家庭等医療費の改正では、70歳以上で療養型病床に入院する方が対象で、光熱水費が新たな負担となります。食費および居住費の標準負担額は、一般の方の食費は1食あたり460円で、居住費は320円の負担になります。基準額は、食費が1食554円、居住費は1日398円が基準となり、標準負担額との差額を保険でみるようになります。

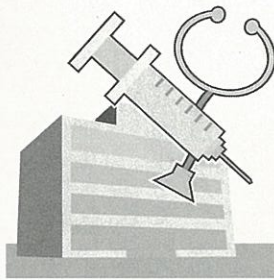
一般の方は、ひと月2万8520円増額になり、10月から実施されます。

委員より、「高齢者の負担額が増え、年金も減額されるので、二重の負担になるが、政策的な措置ができないのか。」との質問に対し、「委員会において、市独自の軽減措置をすべきという意見があったことを市長に報告し、協議をしていく。」との回答がありました。

審査の結果、乳幼児医療費、母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正は、それぞれ賛成多数で、重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正は、委員会の一部文言を修正して可決しました。



赤間委員長 荒木副委員長 野中委員 沖島委員 大塚委員
吉貝委員 藤嶋委員 大津委員 豊委員 清水委員



文教委員会

審査内容の報告

「中央・山田・工業」統合され「総合高校」へ



浦田委員長 山口副委員長 有吉委員 藤委員 岩永委員
平田委員 田中委員 森委員 鷹木委員 梶原委員 大久保委員



城山校

■嘉麻市立小・中・高等学校設置条例の一部を改正する条例
■福岡県立嘉穂中央高等学校嘉麻市立大隈城山校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

福岡県立学校の再編整備基本計画により、嘉穂中央高等学校、山田高等学校、嘉穂工業高等学校の3校が統合され、福岡県立嘉穂総合高等学校に名称が変更となりました。

両案は、『福岡県立嘉穂中央高等学校嘉麻市立大隈城山校』から『福岡県立嘉穂総合高等学校嘉麻市立大隈城山校』に学校名が変更になることに伴い、関係条項の所要の整備を行うため提案されたものです。



工業高校



山田高校

主な意見は、次のとおりです。

今回の県の再編整備基本計画は、全日制の高校のみが対象であり、定時制高校の統合の見通しについては、今のところ何も示されていないので、示された段階で情報をいただきましたとの意見がありました。

審査の結果、全会一致で可決しました。

産業経済委員会

審査内容の報告



尾田委員長 梶原副委員長 嶋田委員 北富委員 山下委員



佐藤委員 犬丸委員 中村委員 福沢委員 松岡委員 菅野委員

指定管理者制度の有効活用を

■字の区域の変更

本案は、南嘉穂地区土地改良事業の施行にともない、嘉麻市嘉穂才田・泉河内・小野谷の字界が原形をどめなくなつたので、字の区域を変更するため提案されたものです。

執行部より、この変更は中山間地域総合整備事業により行われることの説明がありました。

審査の結果、全会一致で可決しました。

■カッホー馬古屏の指定管理者の指定

■山田活性化センターの指定管理者の指定

両案は、地方自治法の改正に基づき、施設運営を管理委託から指定管理者制度に変更するため提案されたものです。

執行部より、「カッホー馬古屏には農事組合法人カッホー馬古屏を、山田活性化センターには福岡県嘉穂農業協同組合を指定管理者に指定したい。」との説明がありました。委員より、管理期間について、「住民への

情報公開が行われていないので、周知をする期間として1年5ヶ月くらいが妥当ではないか。」「1年ほどでは指定を受ける方ができないのではないか。」との意見が出されました。

審査の結果、委員より管理期間については当初提案より1年短い1年5ヶ月とする修正案が提出され、全会一致で両案とも修正可決しました。



市内物産館

建設委員会

審査内容の報告



森委員長 藤中副委員長 吉永委員 跡部委員 平井委員



松岡委員 仲野委員 縄田委員 永嶋委員 坂口委員 高倉委員

大力橋、八丁トンネル位置決定を待つ

■嘉麻市水道事業職員の給与の種別および基準に関する条例の一部を改正する条例
本案は、地方自治法の改正により調整手当が廃止され、新たに地域手当が創設されたことにもない提案されたものです。

審査の結果、出席者全員で可決いたしました。

■市道224号線にかかる大力橋の架け替えに関する請願
本請願は、嘉穂地区の千手川の大力橋が、架設以来53年が経過し、老朽化が進み、幅員も狭く、歩道もなく危険であるとして架け替えを求めているものです。

執行部より、「老朽化は進行しているが、直ちに危険な状況ではなく、利用度、危険性、財政状況等を総合的に判断し、優先順位に基づいて計画的に改修していきたい。」

また、「付近に一般国道322号八丁峠のトンネルが計画され、本年度中に位置が決定されるため、これを待つてアクセス道路等の

検討を行いたい。」との回答がありました。

委員会では、現地調査も行いながら、慎重に審査を行いました。

審査の結果、改修の必要性は認めるものの、一般国道322号八丁峠のトンネルの位置決定を待つて審査する必要があるとして、出席者全員で継続審査と決しました。



老朽化した大力橋